

船体コンストラクションファイルに関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編
鋼船規則検査要領 B 編
(日本籍船舶用)

改正理由

SOLAS 条約 II-1 章が改正され、第 3-7 規則として、船上に保持すべき構造図面が規定された。(決議 MSC.194(80) ANNEX I) 同改正は、2007 年 1 月 1 日に発効し、同日以降に建造される船舶に適用されている。

一方、IACS は、2006 年 7 月に製造中登録検査における船体関係の検査に関する統一規則 Z23 を採択し、上記条約規定による図面等を含む船体関係の図面、書類等を Ship Construction File (船体コンストラクションファイル) としてとりまとめて管理することを規定した。(2008 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶であって国際航海に従事するものに適用される。)

今般、船体コンストラクションファイルに関する IACS 統一規則 Z23 を参考に、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 船体コンストラクションファイルの備付けを規定した。
- (2) 船体コンストラクションファイルに含まれるべき図面として、船舶の水密性又は風雨密性を保持するための装置に関する図面を承認図として提出することを規定した。
- (3) 船体コンストラクションファイルに含まれるべき図面として、水中検査を適用する船舶について、同検査に関する計画書を承認図書として提出することを、規則中に明記した。これに伴い、鋼船規則検査要領に規定されていた水中検査に関する要件の一部を、規則中に規定した。
- (4) 船体コンストラクションファイルに関連し、各種試験法案、試験結果、計測記録等を提出することを、規則中に明記した。
- (5) 旅客船規則についても、鋼船規則と同様に改めた。